



# 島根県報

平成24年6月8日（金）

第2,399号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県予算規則の一部を改正する規則 (財 政 課) 2

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障がい福祉課) 2

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定 ( " ) 3

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更 ( " ) 3

保安林の指定の解除 (森 林 整 備 課) 3

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（3件） (中 小 企 業 課) 4

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（4件） ( " ) 6

### 【公 告】

平成25年度島根県立農林大学校の学生募集 (農 業 経 営 課) 9

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 16

### 【特定調達公告】

しまね子育て絵本22箇所分一式の調達に係る一般競争入札の落札者等 (図 書 館) 16

### 【人委規則】

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 16

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県予算規則の一部を改正する規則（規則第62号）

- 1 規則の概要  
財政課長合議事項の整備（第18条関係）
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

**規 則**

島根県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第62号

島根県予算規則の一部を改正する規則

島根県予算規則（昭和39年島根県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第18条第5号中「に係る改正」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

## 島根県告示第369号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成24年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社希翔会	通所介護	デイサービスセンター	鹿足郡津和野町森村イ605	平成24年6月1日
	介護予防通所介護	希翔会 2号館		
株式会社三木工務店	通所介護	デイサービス にこに	浜田市下府町327-43	平成24年6月1日
	介護予防通所介護	こ ふくちゃん		

## 島根県告示第370号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成24年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
須藤 一郎	外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成24年5月30日

小田川 誠治	内科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成24年5月30日
樋口 大	内科	飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060	平成24年5月30日
三浦 義夫	外科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	平成24年5月30日
坂野 勉	腎臓内科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成24年5月30日
佐々木 慎一	眼科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成24年5月30日

## 島根県告示第371号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成24年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
やましろクリニック	松江市山代町中曾根3-1	精神通院医療	平成24年5月1日
コスモファーマ薬局今市店	出雲市今市町北本町三丁目5-26	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年5月1日
セラムあさひ薬局	浜田市旭町今市413-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年6月1日

## 島根県告示第372号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成24年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		所 在 地	自立支援医療の種類	変更年月日
名 称				
変 更 前	変 更 後			
いんべ杉谷内科小児科醫院	医療法人社団ほほえみ会い いんべ杉谷内科小児科醫院	松江市東忌部町83-22	精神通院医療	平成22年9月1日

## 島根県告示第373号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町門田827-13、829-3

- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
林道用地とするため

---

### 島根県告示第374号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン菅田店 松江市学園二丁目228番地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (3) 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) ジャスコ菅田店  
(変更後) イオン菅田店
- (4) 変更の年月日  
平成23年3月1日

#### 2 届出年月日

平成24年5月25日

#### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

#### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

- (1) 意見書の提出先  
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項  
ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
イ アの記載事項についての公表の意思の有無  
ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地  
エ 意見の内容  
オ 意見を述べる理由
- (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

**島根県告示第375号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成24年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー（イオン松江店） 松江市東朝日町151番地

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

片倉工業株式会社 代表取締役社長 竹内 彰雄 東京都中央区明石町6-4

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）片倉フィラチャー（松江サティ）

（変更後）片倉フィラチャー（イオン松江店）

## (4) 変更の年月日

平成23年3月1日

## 2 届出年月日

平成24年5月28日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

**島根県告示第376号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン出雲店 出雲市渡橋町1066番地外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）ジャスコ出雲ショッピングシティ

（変更後）イオン出雲店

## (4) 変更の年月日

平成23年3月1日

## 2 届出年月日

平成24年5月25日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第377号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成24年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー（イオン松江店） 松江市東朝日町151番地

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

片倉工業株式会社 代表取締役社長 竹内 彰雄 東京都中央区明石町6-4

## (3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前8時00分から午後11時00分まで

（変更後）午前7時00分から午後11時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前7時30分から午後11時30分まで

（変更後）午前6時30分から午後11時30分まで

## (4) 変更の年月日

平成24年6月1日

## 2 届出年月日

平成24年5月28日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

---

**島根県告示第378号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成24年6月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン出雲店 出雲市渡橋町1066番地外

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

### (3) 変更しようとする事項

#### ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時00分から午後11時00分まで

(変更後) 午前7時00分から午後11時00分まで

#### イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後11時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午後11時30分まで

### (4) 変更の年月日

平成24年6月1日

## 2 届出年月日

平成24年5月25日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

### (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

## 島根県告示第379号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

---

意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン益田店 益田市乙吉町イ95番地10外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時00分から午後10時00分まで

(変更後) 午前7時00分から午後10時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午後10時30分まで

(4) 変更の年月日

平成24年6月1日

#### 2 届出年月日

平成24年5月25日

#### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市常盤町1番1号）

#### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

#### 島根県告示第380号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成24年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛



## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン大田 大田市長久町土江字八石646番地2外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

## (3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 下記以外 : 午前9時00分から午後11時00分まで

株式会社ジュンテンドー : 午前7時30分から午後11時00分まで

(変更後) 下記以外 : 午前7時00分から午後11時00分まで

株式会社ジュンテンドー : 午前7時30分から午後11時00分まで

## (4) 変更の年月日

平成24年6月1日

## 2 届出年月日

平成24年5月25日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課 (大田市大田町大田口1111)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 公 告

平成25年度島根県立農林高等学校の養成部門の学生を次のとおり募集するので、島根県立農林高等学校学則 (昭和57年島根県規則第52号) 第8条第4項の規定により公告する。

平成24年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

## 2 募集人員及び修業年限

科 名	専 攻	募集人員	修業年限	備 考

農業科	有機農業 野菜 花き 果樹 肉用牛	30人	2年	募集人員は、出身学校長推薦入学者及び地域推薦・自己推薦入学者を含む。
林業科	—	10人		

## 3 出身学校長推薦入学検定

## (1) 募集人員

2に定める募集人員のうち8割程度を上限とする。

## (2) 出願資格及び要件

次のア及びイの要件を満たす者とする。

ア 出身学校長が推薦する者

イ 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成25年3月に卒業見込みの者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成25年3月に修了見込みの者であつて、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

## (3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(エ) 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの）

(オ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分を貼り付けたもの）

(カ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

平成24年10月1日（月）から同年10月15日（月）17時までとし、郵送の場合は、同年10月15日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

## (4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(ア) 日時

平成24年10月31日（水）9時30分から16時まで

(イ) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(ウ) 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

イ 合格者の発表

平成24年11月20日（火）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示

するとともに、合格した者には文書で通知する。

(5) 出身学校長推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

出身学校長推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のアに定める書類のうち入学願書、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

4 一般入学検定

(1) 出願資格及び要件

次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成25年3月に卒業見込みの者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成25年3月に修了見込みの者

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格した者（同令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(1)のアに定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)のアに該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書を提出するものとする。

(エ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分を貼り付けたもの）

(オ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

(ア) 前期試験 平成24年11月14日（水）から同年11月28日（水）17時まで

(イ) 後期試験 平成25年1月16日（水）から同年1月31日（木）17時まで

後期試験は、出身学校長推薦入学検定合格者、一般入学検定前期試験合格者及び自己推薦入学検定合格者が募集人員を満たさなかった科のみ出願できる。

郵送の場合は、前期試験・後期試験とも出願期間最終日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

(3) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(ア) 日時

前期試験 平成24年12月12日（水）9時30分から16時まで

後期試験 平成25年2月13日（水）9時30分から16時まで

後期試験は、出身学校長推薦入学検定合格者、一般入学検定前期試験合格者及び自己推薦入学検定合格者が募集人員を満たさなかった科のみ実施する。

(イ) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(ロ) 検定

筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

(ハ) 後期試験実施科の発表

a 日時

平成24年12月27日（木）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに掲示する。

イ 合格者の発表

(ア) 日時

前期試験 平成24年12月27日（木）10時

後期試験 平成25年2月20日（水）10時

(イ) 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

5 地域推薦・自己推薦入学検定

(1) 地域推薦

ア 出願資格及び要件

農業科にあつては次の(ア)及び(イ)の要件を、林業科にあつては次の(イ)及び(ロ)の要件を満たす者とする。

(ア) 島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの担い手育成総合支援協議会又は農業再生協議会の会長が推薦する者

松江地域担い手育成総合支援協議会

美郷町地域農業再生協議会

安来地域担い手育成総合支援協議会

邑南町農業再生協議会

雲南市農業再生協議会

浜田市農業担い手育成総合支援協議会

奥出雲町地域農業再生協議会

江津市農業再生協議会

飯南町地域農業再生協議会

益田市農業再生協議会

出雲市農業再生協議会

津和野町農業担い手育成総合支援協議会

斐川町地域農業再生協議会

吉賀町農業再生協議会

大田市農業担い手育成総合支援協議会

島前地域農業再生協議会

川本町地域農業再生協議会

隠岐の島町地域農業再生協議会

(イ) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業主（以下「林業認定事業者」という。）が推薦する者

(ロ) 次の a から c までのいずれかに該当する者であつて、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

a 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者

b 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

c その他知事が a 又は b に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

## イ 出願手続

(7) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

- a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- b 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- c アの(ウ)の a に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書  
それ以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書  
若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
- d 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、担い手育成総合支援協議会若しくは農業再生協議会の会長  
又は林業認定事業体が作成したもの）
- e 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分を貼り付けたもの）
- f 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

## (4) 出願期間

平成24年10月1日（月）から平成25年1月31日（木）17時までとし、郵送の場合は、同年1月31日までの消印があるものは有効とする。

## (ウ) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

## ウ 入学検定及び合格者の発表

## (7) 入学検定

- a 日時  
随時（願書受付後10日以内に試験日を通知する。）
- b 場所  
大田市波根町970番1 島根県立農林大学校
- c 検定  
筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

## (4) 合格者の発表

試験日から7日以内に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者に文書で通知する。

## (2) 自己推薦

## ア 出願資格及び要件

次の(7)から(ウ)までのいずれかに該当する者であつて、島根県立農林大学校卒業後、島根県内における新規就農又は林業への就業に強い意欲を有するもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

- (7) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (ウ) その他知事が(7)又は(4)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

## イ 出願手続

(7) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

- a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- b アの(7)に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書

アの(イ)又は(ウ)に定める者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

c 自己推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙に、志望動機、農林業に対する考え、就農計画又は林業認定事業体への就業予定等について記述したレポートを添付し提出すること。レポートの記述字数は1,200字以上とする。）

d 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分を貼り付けたもの）

e 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(イ) 出願期間

平成24年10月1日（月）から平成24年10月15日（月）17時までとし、郵送の場合は、同年10月15日までの消印があるものは有効とする。

(ウ) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(ア) 入学検定

a 日時

平成24年10月31日（水）9時30分から16時まで及び平成24年11月1日（木）9時から12時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

体験実習等による適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(イ) 合格者の発表

平成24年11月20日（火）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(3) 地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のアに定める書類のうち入学願書、出身学校長が作成した調査書（(1)のアの(ウ)のa又は(2)のアの(ア)に定める者に限る。ただし、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者を除く。）、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

6 追試験

病気、負傷、災害、事故その他やむを得ない理由により、受験できない者を対象として追試験を実施する。

(1) 対象となる入学検定

ア 出身学校長推薦入学検定

イ 一般入学検定

ウ 自己推薦入学検定

(2) 対象となる者

追試験の対象となる者についての詳細は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

(3) 追試験及び合格者の発表

ア 出身学校長推薦入学検定

(ア) 追試験

a 日時

平成24年11月14日（水）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(f) 合格者の発表

平成24年11月20日（火）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

イ 一般入学検定

(7) 追試験

a 日時

前期試験 平成24年12月19日（水）9時30分から16時まで

後期試験 平成25年2月26日（火）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

(f) 合格者の発表

a 日時

前期試験 平成24年12月27日（木）10時

後期試験 平成25年3月5日（火）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

ウ 自己推薦入学検定

(7) 追試験

a 日時

平成24年11月14日（水）及び平成24年11月15日（木）（時間については、本試験実施後通知する。）

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(f) 合格者の発表

平成24年11月20日（火）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(4) 留意事項

追試験の受験の手続その他追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

※島根県立農林大学校のホームページ [http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai\\_exam/](http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/)

7 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農林大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

8 入学願書等の請求

入学願書等の島根県立農林大学校所定の用紙は、島根県立農林大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形2号縦33.2センチメートル、横24センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分を貼り付けたもの）を同封すること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

雲南市大東町大東下分460番、468番5、473番2

面積 4,369.4平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市木次町木次1013番地1

雲南市長 速水雄一

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年6月8日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

しまね子育て絵本22箇所分 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県立図書館 総務グループ 島根県松江市内中原町52番地

3 落札者を決定した日

平成24年5月29日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社今井書店 代表取締役 田江 泰彦 島根県松江市殿町63番地

5 図書の落札納入率及び絵本整理箱とラベルの落札金額

100パーセント（単価契約）及び2,553,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成24年4月17日

## 人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。



平成24年6月8日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第17号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「あるものに限る。」の次に「及び隠岐広域連合に派遣されているもの」を加える。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。